

## 平成29年度会計実地検査に伴う指摘事項に係る市の対応等について

このことにつきまして、下記のとおり報告いたします。

## 記

## 1. 対象事業

- (1) 交付年度 平成25年度  
 (2) 交付金名 地域経済循環創造事業交付金（総務省所管）  
 「出雲市地域経済循環創造事業補助金」  
 (3) 案件名 島根県産天然フェリエライトを用いたCO<sub>2</sub>濃縮装置の製造施設  
 整備事業  
 (4) 事業者 大福工業株式会社（出雲市枝大津町2番地7）

## 2. 会計検査院の指摘事項

会計検査院から「事業者は、虚偽の領収書等を取引業者に作成させるなどして、初期投資額を水増していた。したがって、適正な初期投資額は87,300千円となり、これにより適正な交付金の交付額を算定すると41,300千円となることから、交付金8,700千円が過大に精算されていた。」との指摘を受けました。

(単位：千円)

交付対象事業費	左に対する 交付金交付額	不当と認める 交付対象事業費	不当と認める 交付金相当額	摘要
96,000	50,000	8,700	8,700	精算過大

## 3. 会計検査院の指摘を受けての総務省の処理方針

交付金の返還については、精算過大と指摘された8,700千円とする。

## 4. 返還に対する市の対応

総務省からの交付額の再確定通知による返還命令通知書等に基づき、平成31年3月末に交付金を返還するとともに、事業者に対して補助金の返還を求めます。

## 5. 事業者への措置

出雲市が発注する建設工事等の指名競争入札の指名及び随意契約の相手方の選定の対象から除外する。

指名停止期間は平成30年11月29日から平成31年2月28日までとする。